

行政手続法・行政手続条例適用の申請に対する処分に係る審査基準と標準処理期間

	所管課名	医師・看護人材 確保対策課	整理番号	2-2
許認可等の種類	受胎調節実地指導員指定証の訂正			
根拠法令条例 等・条項	母体保護法施行令第3条、母体保護法施行規則第12条			
許認可等の概要	受胎調節実地指導員指定証の訂正			
審査基準 (未設定の場合 はその理由)	<p>未設定(法令等の規定において言い尽くされているため)</p> <p>【参考】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・母体保護法施行令 第三条 都道府県知事は、指定証の記載事項に変更を生じた被指定者から指定証の訂正の申請があつたときは、指定証を訂正して交付しなければならない。 ・母体保護法施行規則 第十二条 被指定者は、本籍又は氏名を変更したときは、指定証及び戸籍抄本を添え、三十日以内に住所地の都道府県知事に指定証の訂正を申請しなければならない。 			
基準の制定根拠	—			
標準処理期間 (未設定の場合 はその理由)	10日			
期間の制定根拠	—			